

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の改正内容について(要旨)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の改正内容について（要旨）

1. 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）の施行に伴い、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）について、所要の整備を行うもの。

2. 改正内容

(1) 情報公表の方法等

法第27条の2第1項の規定による公表は、おおむね1年に1回以上、公表した日を明らかにして、直近の3事業年度について、インターネットの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならないこととする。

(2) 通常の労働者に準ずる者

法第27条の2第1項の通常の労働者に準ずる者として厚生労働省令で定める者は、短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）とすること。

(3) 厚生労働省令で定める施設

法第27条の2第1項の厚生労働省令で定める施設は、専修学校とすること。

(4) 新規学卒等採用者に準ずるもの

法第27条の2第1項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。

- ① 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であって修了することが見込まれるもの
- ② 次に掲げる者であって、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であって卒業することが見込まれる者及び①に掲げる者に準ずるもの
 - a 学校又は専修学校を卒業した者
 - b 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者
 - c 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は当該各種学校を卒業した者
 - d 学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は当該外国の教育施設を卒業した者

(5) その他

- ①この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。
- ②その他所要の規定の整備を行うこととする。

3. 根拠法令

法第27条の2第1項

4. 施行期日

令和3年4月1日